

# 都道府県による不正利得の回収について

## I 制度の概要

市町村が行う不正利得の返還金の徴収等に関する事務のうち、広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものについて、都道府県は市町村からの委託を受けて行うことができるとされた。

(国民健康保険法第65条第4項)

## II 市町村との協議・委託規約の策定

- 都道府県は、市町村との協議の上、委託を受ける範囲等を定める委託規約を策定する。
- 「委託規約例」が示されている（平成29年12月27日付け保国発1227第2号）。
- 「国民健康保険第65条第4項（不正利得の回収）に関するQA」が示されている。

## III 市町村との協議事項

- 1 委託対象の範囲
  - ・ 広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものをどのように定めるか。
- 2 委託事務の範囲
  - ・ 委託事務の範囲をどのように定めるか。
  - ・ 委託規約例では、保険医療機関等への納入の告知、返還金等の収納、督促、強制執行等の実施、債権の放棄、不納欠損などを想定している。
- 3 返還金の配分方法
  - ・ 複数の市町村が関係する事案について、一部が納付された場合、どのように配分するのか。
- 4 委託事務に要する経費の負担方法
  - ・ 市町村に手数料などの負担を求めるのか。

## IV 協議方法

委託規約例に基づき県の考え方を整理し、事務処理標準化WGや市町村照会を通じ意見を求める。

## 徴収する債権の帰属の基本的な考え方

### 論点 市町村から県に債権譲渡を行うか。

県への債権譲渡の有無によって県が徴収する際の事務手続等が異なる。

	市町村から県に債権譲渡を行わない場合	市町村から県に債権譲渡を行う場合
手続き	—	適正な対価による譲渡の場合※には、市町村議会の議決は不要  ※ 都道府県による不正利得の徴収がこれに当たるか明確な記述はない。
強制執行等を行う場合の訴えの提起、和解	市町村議会の議決が必要	都道府県議会の議決が必要
保険医療機関等からの返還金の予算計上	都道府県の歳入歳出外現金で取り扱う（予算計上不要）	都道府県の歳入として計上（予算計上が必要）

※ 「国民健康保険法第65条第4項（不正利得の回収）に関するQ A」を一部加筆

- 市町村から県に債権譲渡を行う場合、市町村議会の議決が必要なこと、県の歳入予算を編成する必要があることから、「市町村から県に債権譲渡を行わない場合」により対応することでよいか。

## 「委託の対象となる事案」の整理

委託規約(例)の「委託の対象となる事案」	検討課題	案
<p>第3条 県が法第65条第4項の規定による委託を受けて行う不正利得の回収に係る事案は、次に掲げるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は不正利得・直接請求分の収入未済なし。</li> <li>・専門性の高いものに限定した場合、県で対応できるのか。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜既に実施している21都道府県の対応状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (1)又は(2)の事案 【7】</li> <li>② (1)及び(2)の事案 【13】</li> <li>③ 知事が適当と認める事案 【1】</li> </ul> <p>③の例 宮城県 「知事が回収困難と認めたもの」</p> <p>①に加え、条件を付している例</p> <p style="padding-left: 20px;">東京都「都が委託を適当と認めたもの」</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府「市町村が納入の告知、督促を行ったにもかかわらず不履行となった広域的又は専門性の高いもの」</p> </div>	<p>(1)又は(2)に該当するものでよいか。</p>
<p>(1) 広域的な対応が必要なもの 法第65条第4項の規定による委託を受けて行う不正利得の回収に関する事務（以下「委託事務」という。）が県内二以上の市町村の被保険者に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二以上の市町村の被保険者に関する事例は多いと思われる。</li> </ul>	<p>県実施</p>
<p>(2) 専門性の高いもの</p> <p>ア 健康保険法第80条の規定に基づく保険医療機関等の取消し、同法第81条の規定に基づく保険医若しくは保険薬剤師の登録の取消し又は同法第95条の規定に基づく訪問指定看護事業者の指定の取消しを受け、開設者の所在状況等が把握困難なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難易度が高い。</li> <li>・対象外とする理由は見当たらない。</li> </ul>	<p>県実施</p>
<p>イ 保険医療機関等は又は指定訪問看護事業所が無資力又はこれに近い状態であるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難易度が高い。</li> <li>・対象外とする理由は見当たらない。</li> </ul>	<p>県実施</p>
<p>ウ 保険医療機関等又は指定看護訪問事業所につき、破産法第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされているもの又はこれに近いもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続開始の決定がされていると事務の難易度が下がる。決定されていないと、それなりに難易度が高いのではないか。</li> <li>・対象外とする理由は見当たらない。</li> </ul>	<p>県実施</p>

## 「委託の対象となる事務」の整理（その1）

委託規約(例)の「委託の対象となる事務」	検 討 課 題	案
第4条 県が受託する委託事務の範囲は、次に掲げるものとする。	<p>(1) 【12】 (2) 【13】 (3) 【12】 (4) 【10】 (5) 【1】 (6) 【20】</p> <p>千葉県 「返還金等の納入の催告・納付指導に関すること。委託事務に必要な事項に関すること。」</p> <p>静岡県 「納入勧奨に関すること。破産管財人との協議、調整等に関すること。」</p> <p>兵庫県 「納付の勧奨に関すること。財産調査に関すること。委託事務に必要な事項」</p>	
(1) 保険医療機関等又は訪問看護事業者にして行う納入の告知に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が納入の告知を行っていれば改めて県が行う必要はないと考える。</li> <li>・納入の告知（＝具体的な債権の発生）前に県に徴収を引き継ぐことは適当でないと考える。</li> </ul>	市町村 実施
(2) 保険医療機関等又は訪問看護事業者からの返還金等（法第65条第3項の規定により、県が市町村から返還させ、及び支払わせる金銭をいう。以下同じ。）の収納に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・催告など納付の勧奨事務を含む。</li> <li>・県が県納付書を同封して徴収を行う旨を通知する（金融機関で収納）。</li> <li>・収納金は歳入歳出外現金として取り扱う。</li> <li>・現金収納を行うかは要検討</li> </ul>	県実施
(3) 保険医療機関等又は訪問看護事業者に対して行う督促に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QAでは県が行えるとしている。</li> <li>・「『保険医療機関等の不正請求等に係る返還金に関するQ&amp;A』の送付について」（平成30年4月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課他事務連絡）によると「保険医療機関等の不正請求に係る返還金に関する各法律の規定は、民法上の不正利得（民法第709条）の特則として定められているものであり、当該返還金は各法律に規定する『この法律の規定による徴収金』には当たらない。」とされている。地方自治法第236条第4項の「法令の規定により普通地方公共団体がする（略）督促」に該当しないこととなり、時効中断の効力はなく、催告と同様なものといえるため、あえて県が行う必要性はないと考える。</li> </ul>	市町村 実施

## 「委託の対象となる事務」の整理（その2）

委託規約(例)の「委託の対象となる事務」	検 討 課 題	案
(4) 地方自治法施行令第171条の2から第171条の7までに掲げる強制執行等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施には市町村議会の議決が必要</li> <li>・訴えの提起などの強制執行を行うには費用が必要</li> </ul>	市町村 実施
(5) 地方自治法第96条第1項第10号に掲げる債権の放棄及び〇〇県財務規則第●条に規定する不納欠損処分に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県債権管理条例の対象となる「県の債権」に当たらないと考える（県の債権管理条例が適用されると、適切な手続きを踏めば債権放棄に当たっては議会の議決は不要となり、議会への報告のみとなる）。</li> <li>・債権放棄を行うには地方自治法の規定に基づき、市町村条例の定めがなければ、市町村議会の議決が必要と考える。</li> <li>・県が市町村条例等に基づき債権放棄等を行うことは困難と考える。</li> </ul>	市町村 実施
(6) 前各号に掲げるもののほか、委託事務に必要な事項に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産調査、破産手続開始の決定された事案のとりまとめ窓口など。</li> <li>・財産調査は行えるが、任意調査である（強制執行や債権放棄を行うには市町村議会の議決が必要）。</li> <li>・破産手続開始の決定があれば事務の難易度は比較的低いと考える。</li> </ul>	県 実施

## 「返還金の配分等」の整理

委託規約(例)の「返還金の配分等」	検 討 課 題	案
<p>第8条 県は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還金等を回収したときは、関係市町村に配分する額を速やかに決定し、当該関係市町村に返還額を通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部納付された場合の市町村への配分方法</li> <li>・ 第2項は「2-①」、「2-②」のいずれかを選択。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">2-①【13】    2-②【0】</p> </div>	
<p>2-① 前項に規定する県が関係市町村に配分する額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から回収した返還金等の額を、関係市町村が請求した額（当該請求額に法第65条第3項に規定する100分の40を乗じて得た額が含まれる場合は、当該額を控除した額）に応じて按分する方法により決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権額で按分。</li> <li>・ 一部納付だけでは時効の中断事由（債務の承認）に当たらないため、事務処理に当たっては債務の承認を得る必要がある。</li> </ul>	<p>2-①としたい。</p>
<p>2-② 前項に規定する県が関係市町村に配分する額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から回収した返還金等の額を、関係市町村が委託した債権の消滅時効（民法第166条に定める消滅時効をいう。第11条第1項第1号において同じ。）の完成の日の先後を勘案して按分する方法により決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時効を考慮して按分。</li> <li>・ どのように「時効を考慮」したらよいか。</li> </ul>	
<p>3 県は、第1項の規定による通知をした日が属する月の翌月の〇〇日（当該日が、銀行法第15条第1項に定める銀行の休日に当たるときはその翌日以降の休日でない日）に返還金等を当該関係市町村が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、当該関係市町村から納入通知書による送金依頼を受けたときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳入歳出外現金からの支出する。</li> <li>・ 通知した日が属する月の翌月の10日までには振り込めるのではないか。</li> <li>・ 事務手続きには要検討。</li> </ul>	<p>翌月の10日に振り込む。</p>

## 「手数料」の整理

委託規約(例)の定める「手数料」	検 討 課 題	案
<p>第12条 県(都・道・府)は、委託事務の管理及び執行に要する経費に充てるため、関係市町村から手数料を徴収する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">徴収する【13】      徴収しない【 5】</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村から県に支払う手数料</li> <li>・第2項は2-①～2-④のいずれかを選択。</li> <li>・徴収する場合、予算計上の必要がある。</li> <li>・手数料の対象となる経費は何か。強制執行を行わないのであれば、催告書の作成費用(コピー代等)、郵送料、臨宅する場合の旅費等が考えられる。</li> </ul>	<p>県でどの程度徴収できるか不明であること、具体的な経費の額が見込めないことから、手数料は徴収しないこととする。</p>
<p>2-① 前項の手数料は、関係市町村が請求した返還金等の額に100分の〇を乗じて得た額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。</p>		
<p>2-② 前項の手数料は、関係市町村への保険医療機関等又は指定看護訪問時業者から回収した返還金等の額に100分の40を乗じて得た額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。</p>		
<p>2-③ 前項の手数料は、委託事務の管理及び執行に要する経費からその他の収入を控除した額を、関係市町村ごとに配分された額に応じて按分した額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。</p>		
<p>2-④ 前項の手数料は、委託事務の管理及び執行に要する経費からその他の収入を控除した額を、関係市町村の数で除した額とする。ただし、この額に〇円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。</p>		